

## 第5回長野県本人確認情報保護審議会（2003.4.23）

### 出席委員

不破会長、佐藤委員（会長代理）、清水委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、西泉市町村課長、松林情報政策課長 ほか

### 事務局：

開会前でございますが、事務局のほうからご了承をいただきたい事項がございますのでよろしくお願いいたします。申し遅れましたが、私、本審議会の事務局であります県総務部市町村課に、この4月1日の職員の人事異動によりましてまいりました高見沢勲と申します。よろしくお願いいたします。審議事項に入りますまでの間、進行も併せて務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日出席をいたします田中康夫知事と西泉彰雄市町村課長でございますが、急きょ、よんどころのない事情が発生いたしまして、15分ほど遅れてしまうという連絡が先ほど入りました。つきましては、出席予定の委員さんすべてお集まりでございまして、定足数にも達しておりますので、ここで開会をさせていただきます。審議の途中になると思いますが、田中知事、西泉市町村課長が出席となったところでごあいさつ等を申し上げて、会を進めていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。はい。それではお許しをいただきましたので、ただ今から第5回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。それでは早速、審議事項に入らせていただきます。これからの進行につきましては、不破会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 不破会長：

はい。不破でございます。今日お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先ほどの事務局のほうから説明がありましたとおり、知事が遅れております。その関係で少し審議の進め方を変えさせていただきますけれども、よろしくお願いいたします。

本日の主題ですけれども、お手元にお配りいたしました審議事項、まず1として市町村のネットワークに関する現地調査結果について。2番目に市町村に対するサポート体制づくりについて県のほうからのご説明をいただきながら審議をします。ただその間に、昨日報道がございました、自衛官募集に関する情報提供について、長野県の実況の報告、またそれに対する審議等もさせていただきたいと思っております。それにつきましては、知事、市町村課長、共に到着してからという必要がございますので、先に審議事項1の「市町村のネットワークに関する現地調査結果」についての審議をさせていただきたいと思っております。前回の審議会におきまして、市町村の庁内ネットワークの調査結果を受けまして、問題のある市町村について現地調査を行うこととなりました。調査結果につきましては、資料1としてお手元に配布してございますので、調査にあたりました情報政策課の松林課長から概要について説明をお願いいたします。

### 松林情報政策課長：

それでは情報政策課の私松林でございますが、説明させていただきます。

今、不破座長さんから経過についてご説明ございましたとおり、前回の審議会の中で問題のある、つまり、インターネット利用のある庁内LANに接続されている市町村、これが27ございました。その

うち、この調査対象でございますが、4つのアイテムに該当する市町村につきまして随時実施をしたところでございます。調査日につきましては4月9日から昨日まで、6日間で8町村を実施をいたしました。そのピックアップした理由でございますけれども、調査対象のところですが、まず一つはネットワーク概要図の提出がなかった町村、それから図面と現況に相違があると回答した町村、それからファイアウォールが完全に防止できると、こういう過信をされている町村、それから担当者のIT知識レベルに不安があると回答した町村、こういったところの中から、これはちょっと危ないなと思うところをとりあえず8町村、ピックアップさせていただきました。調査方法は情報政策課、私、それから中谷主任、それから情報技術試験場の青木主任研究員が役場のほうに出向きまして、住基担当者、それから庁内LAN担当者と面接を行いまして、その後、実際のネットワーク環境の確認等につきましても実際にチェックをいたしまして、1カ所あたりだいたい1時間半から2時間程度実施をいたしました。

1番はその調査結果につきまして一覧表にまとめたものでございます。項目につきましては からまででございますけれども、 、 、 につきましては、これはいわゆるリテラシーの関係する項目でございます。これは住基担当者がどれだけLANについての理解があるか、これは例えば 番です。逆にLAN担当者が住基システムについてどれだけ理解があるか、これは でございます。それからあと から につきましては、これは技術的ないわゆる基準といえますか、アイテムでございます。例えば、ネットワーク管理の でございますが、ネットワーク管理のレベル、これは業者に委託しているもののがかなり多くありましたけれども、丸投げをしている町村。それから主体的にきちんとこれを業者に委託をするという意識があるかないか、これが の項目です。それからあとサーバの設置環境、 。それから、サーバと端末間が専用配線できちんとされているかどうか が 番。 番につきましては端末の設置環境。それから、この審議会でも議論ございましたIDS、イントリュージョン・ディテクション・システム（Intrusion Detection System）検知監査システムですね、これの導入に対する考え方。最後の 番は、操作者制限、ICカードによる管理がきちんとできているかどうかと。こういった観点でそれぞれ8つの町村につきまして、一番望ましいというものが「 」。それから技術基準に適合していると、差し当たり問題はないというのが「 」。それから、これは問題ありというのが「 」で示してございます。それにつきまして、概要2以下に1ページから2ページにわたりまして、主な概要につきましてまとめさせていただいております。

まず（1）でございますけれども、先ほどのリテラシーに関するものでございますが、LAN担当者は、比較的その住基システムに対し一定の理解をしている町村が多いわけでございますけれども、逆に住基担当者は庁内LANに対する知識が低いと、こういう傾向がございます。例えば のところで「 」が4つの町村で印が付いているわけです。次に（2）でございますが、これ4月に異動で変わった住基担当者の場合なんですけれども、日常の操作だけは引き継いだけれども、システム全体に対しての理解はまだされていないと、まだ勉強している時間がないと。いろんなマニュアルがございますけれども、非常に膨大で読み切れないと、こういった事情から、特に のFのところでございますけれども、理解するのに非常に時間が掛かるといったような現状がございます。

それから（3）でございますが、実は今回調査した町村すべてが保守管理等をすべて同一の業者に委託しております。ところが先ほど言いましたが、すべてお任せということで、内容をきちんと理解していないケースがございました。これは のCとF村です。「 」が付いているところは、これはきちんと業者に委託して、何をやっているのか主体的にそれは把握をしているというところでございます。（4）でございますが、これは既存のネットワークにつきまして、この保守管理を受託した業者が庁内LANに入ってリモート管理をしているという町村。これはすべてでございました。こういう状況がご

ございました。これにつきまして、また後で詳しくご説明させていただきます。

それから2ページでございますが、(5)です。サーバの設置環境につきましては、サーバ室がないところが1カ所ございました。これは基準に従ってラックを設置して固定はしていたんですけれども、やはり設置場所が非常に職員の出入りの激しい場所に置いてあるという状況にございました。これが1ページのC村でございます。それから(6)でございますけれども、これは端末の設置環境でございますけれども、端末が住民が簡単に触れられるカウンターに設置されてるところが1カ所あったということでございます。これがA村でございます。

それから(7)でございますが、疑似侵入テスト、いわゆるペネトレーション・チェックですが、これについては知らないとか、検討していないと、こういった町村が多くございました。こちらのほうで内容を説明したところ実施できればありがたいという反応が多くございました。ただし、単独で予算を取ってくるのは非常に難しいだろうというのが市町村の認識でございます。これがEの項目でございます。このEの「 」が3つ付いておりますのはAとEとそれからGでございますが、これは、こちらでIDS、それからペネトレーション・テストについてご説明したんですが、あまり理解がなされていないというところ。それから理解したんだけど、やはりちょっと予算が掛かるんでということで消極的なところ、それが含まれてございます。

2ページにまたお戻りいただきまして、(8)の先ほど言いました侵入検知システム・IDSでございますけれども、これは、知らなかった市町村がほとんどでございます。理解できる担当者は実施できればよいという反応が多くございました。ただ、市町村では予算は難しいという認識でございます。

それから(9)でございますが、操作者につきましては、これは住基担当者に制限されております。ただし、ICカードの管理につきましては、住基担当者本人が管理しているケースがあるということでございます。例外はG町ですね。ここは、一応その管理者とそれから担当者が別々になっているんですが、どうも管理者が自ら担当も兼ねるっていう場合が多くて、必ずしもそのへんが明確ではなかったがために「 」は付いてないということでございます。

3番ですが、今までのその課題、そして今後の対応につきまして、5つに集約できるのではないかとということでまとめたのが(1)から(5)でございます。まず最初に(1)ですけれども、委託業者に完全に信頼しきっていると。リモート管理も許していると。リモート管理っていうのは、常時接続できる状況にあって、これは非常に問題があるのではなからうかと。従いまして、必要な時だけ町村の中から接続を許可できる、こういった仕組みにすべきではなからうかということでございます。それから、委託業者の関係では、万が一の時の損害賠償責任。例えば情報漏えいみたいなもの、こういったケースが考えられるんですが、そういった場合の損害賠償責任も含めて業者との契約の内容を精査する必要もあるのではなからうかということでございます。これにつきましては、この後3ページ、4ページでその業者へのヒアリングを実施してございますので、またご説明させていただきます。

それから(2)ですが、IDSにつきましては、これはセキュリティを高めるために非常に有効であると。ところが、総務省で出しております通達、技術基準には記載が一切ございません。そうしますと、市町村が単独でこれを導入するのは難しい状況にあるということでございます。これにつきましては、先般も話題になりました、住基ネット推進協議会、全国の都道府県が集まった協議会において、国に基準を示すと。それから、併せて財政的支援を求めていく必要があるのではないかとという認識でございます。それから(3)のペネトレーション・チェックにつきましては、有効であるとの理解は得られましたがけれども、やはり費用が高額。それからネットワークへの影響が心配であるといったような理由で市町村が単独で進めるのは難しいという感じでございます。それから、全国センター・LASDEC ではテ

ストを実施していると言っていましたけれども、これは結果をきちんと公開していくように求めていく必要があるというように感じます。それから、市町村システムを模擬的に再現してテストを実施することにつきまして、先ほど申し上げました、住基ネット推進協議会を通じて要望していく必要もあるのではなかろうかということでございます。次に(4)ですけれども、これはすべての、ほとんどすべての町村から言われたことでございますが、全国センターに直接質問、要望してもなかなかすぐ回答してくれないと。それで業者に頼ってしまうと、こういう現状がございます。県としましては、そういった市町村からの質問・要望を集約してセンターに伝えていく必要があると、このように考えます。最後でございますが、住基担当者、それからLAN担当者の技術的なリテラシーを向上していくための支援をしていく必要があるのではなかろうか。昨年も、こういった研修会をやったようでございますけれども、120の市町村が一堂に集まって、それで画像を通じてやるような研修です。これは理解が非常に乏しいと。従いまして、触って見てですね、きちんとそういう少人数での研修方法が求められるのではなかろうかと、このように感じております。

それからあと、不安がある市町村が非常に多くございます。従いまして、そういった市町村に対して、県からお出かけ研修的なものも必要ではなかろうかと思っております。それから、場合によれば全国センター・LASDEC、それから業者、講師を呼んで来てですね、それできちんと研修をしていくと、こういう方策も必要なのではなかろうかということを感じました。

次は3ページ、4ページにつきましては、先ほど言いました、市町村ネットワークの保守管理を受託している業者からヒアリングをした結果でございます。このヒアリングをした理由というのは、町村現地調査をした結果、先ほど言いましたように、全面的にこの受託業者に信頼をしきっているところがございます。それでは、業者のほうはこれに対してどういうふう考えているか。これをちょっと調査する必要があるということで調査したのが、3ページ、4ページでございます。主な項目6つございますが、簡単に申しますと、先ほど言いましたリモート管理につきましては、やはり常時接続できることが問題であると。市町村側で許可した場合のみ接続できるような形態がよいのではないかと県のほうから指摘をしたところ、業者のほうではその方向で検討すると、こういう回答をいただいております。それからIDSについてですが、今後の対応としては全国センター、それから国や県が基準や指針を示してくれば市町村が導入しやすいと。その場合には補助金なり、交付金の措置もきちんと含めてやる必要があるのではなかろうかと。これは業者もそういう考えでございます。

それからファイアウォールの考え方につきましては、これはログ管理は定期的に行っているんですけども、そのチェックの周期が実はこの契約の中で定めていないのが現状であると、そういうことで、こういったチェックの周期をどういうふうに定めていくのか。これは契約の内容にもかかわってくる問題ですけれども、今後の対応にも書いてございますが、この信頼性をどう上げていくかが課題であるというふうに考えております。

それから4ページでございますが、疑似侵入テスト、ペネトレーション・チェックについてでございますけれども、今後の対応につきましては、やはり先ほどのIDSと同様に、全国センター・国・県が基準やそれから指針を示していただければ非常にやりやすいと。それから補助金なり交付金のその場合の措置が当然必要だと。ただ、こういったものを業者が提案するとですね、何か金儲けを考えているんじゃないかというふうに思われがちで、非常に業者からは言いづらいと言っておりました。

それから5番の契約の内容につきましては、現在、契約の保守管理の内容とか損害賠償、何かあった場合の損害賠償の責任の範囲については明確でない部分がございます。過去からのしがらみで、契約がないことも逆に要求されたりした場合に応じざるを得ない状況にあると。見直しも必要だと思うけれど、

改めて業者からは言い出しにくい。こういうような状況がございます。これにつきましては、事故発生時の責任の所在であるとか、サービスレベルと、保証ですね。SLA、サービス・レベル・アグリーメントの保証。こういったものをきちんと契約上で明確にしていく必要があると、これは業者もこのように言っておりました。

最後に市町村職員の啓発についてでございますが、先ほど申し上げました点と関係してくるんですが、やはり県と市町村が主催するような勉強会のような場で、要請があれば業者としても説明や支援をしていきたいと、このように言っております。

総括しますと、やっぱり市町村の不安というのは頼りどころがないということが一番根底にございます。従いまして、業者に頼らざるを得ない現状がございます。このままですと、いつまでも市町村というのは自立ができない状況にございますので、こういった市町村を自ら自立させていくためには、県と全国センターのなにかのサポート体制が必要になってくるのではなかろうかと、このように感じました。そのためには、先ほど言いましたこまめな研修体制であるとか、それから住基協議会等を通じまして、国へ必要なことを言っていく必要があると、これは感じた点でございます。以上です。

不破会長：

はい。どうもありがとうございます。非常にお忙しいところ貴重な提言を含む調査結果になっていると思いますけれども、これにつきまして、ご意見等順次ご発言をお願いしたいところですが、今、知事がお見えになりましたので、知事のほうからごあいさつをまずいただきたいと思います。

田中知事：

いや、もうひき続きご審議ください。

不破会長：

よろしいですか。はい。

それでは、順次ご発言をいただきたいと思いますが、吉田委員さんのほうから。

吉田委員：

はい。私も現場のほうに行かせていただきまして、いくつか見せていただいた内容でですね、今般うまくきれいにまとめていただいていて、本当にこれからどうしていくかということを実際に考えていく必要があるなというふうに実感をしています。問題の中で、いろいろ疑似侵入テストだとか、それから不正侵入検知のシステムだとかっていうのはご理解をいただけているとは思いますが、予算がないからできないとかですね、市町村のほうから能動的にこういうものを採用したいというふうに出してもなかなか難しいんだというお話があるということと、それから業者のほうとしてもですね、こういうのを提案していきたいんだけど、予算がないと言われると、やっぱり能動的なアクションが起こせない。サービスレベルの要求も高くなっていく、契約は従来からずっと長くしていて、サービスレベルの要求が高まっていく。でも予算はやっぱりなくて対価を得られないということになると、業者のほうも十分なサービスを提供できない。それから、わかっているけれども、提案するというところに躊躇するという悪循環にもう入ってきているんだというのが、今回の資料を見てもわかります。これ自体をですね、どういうふうに変更していくかという、もっと抜本的なところを解決していかないと、たぶんこのまま終わってしまうのかなと。要は誰もどうもできないようなものが稼働し続けてしまうと

いう不安が見えたなというふうに思っています。

不破会長：

例えば、疑似侵入テストをやるについても、やる対象となるシステム、住基ネットと同様のシステムを用意しておかなければ疑似侵入テストはできなくて、市町村で実際に動いているところでそこにやるっていうのは非常に危険性もあると思いますので、全国センターのようなところがそういう設備を用意した上で、その上で疑似侵入テストをこちらから出かけていってやらせていただくというような体制づくり。だから予算的なものもそうなんですけども、設備というか、環境づくりっていう面でも、県なり全国センターなりの協力が必要かと、これを聞きながら思ったんですけれど、いかがですかね。

吉田委員：

はい。現実には大手の金融機関等でやらせていただいているような疑似侵入テストについては、ほとんど夜間、深夜にやるケースが多くございます。例えば金融機関ですと、24時間インターネットから入出金だとか振り込みの依頼をするというようなシステムが動いているんですけれども、そういうものを集中する時間というのがもう決まっています、朝は8時前後とかですね、夕方はなぜか3時終わったぐらいからピークになってきて、夕方5時ぐらいまでずっと続きますと。もう一回小さな波が来て11時、夜の11時とか10時半とかですね、そんな時間に波が来るっていう、三つの波があるっていうのはもう金融界では決まっている話なんですけれども、それを避けた時間でやると。かつ、データセンターの運用技術者の方、それからその金融機関のシステムの運用責任者の方ですね、そういった方の全部立ち会いのもとでやるというのが一般的です。要は、もし何かダウンしてもすぐ復旧をさせるという前提を作っておいてやると。あと、不正侵入のテストなんですけれども、フルテストというやり方をすればですね、サーバがダウンする、要はトラフィックをパーストさせてしまってシステムをダウンさせてしまう可能性があるということをやるとはできるんですが、もっと本当のプロの侵入者というのはそういうパーストを起こしたりしませんので、パラパラッと少しづつ侵入テストを繰り返してやるということもできるので、事前に打ち合わせさえ十分すれば、オン中のネットワークを止めずに疑似侵入のテストをやるっていうことは技術的には可能なんです。

不破会長：

つまり、その市町村の協力が得られれば、稼働中の住基ネットで侵入テストをすることも可能。安全性の問題もないという。

吉田委員：

そうです。何万人という方が現状利用しているような金融機関のシステムでさえチェックをすることができるので、それ以上のトラフィックにならないものという前提のあるネットワークに、ネットワークを止めずに侵入テストをするということは何の問題もなく可能です。要は、環境さえ整えばできるということです。

不破会長：

わかりました。ちょっとその疑似侵入テストのあり方について、情報政策課としては今ここでいくつかご提言をいただいているんですけれども、どうお考えでしょうか。

松林情報政策課長：

はい。今、吉田委員さんの発想は非常に斬新的な発想かなとは思いました。それには当然市町村の了解が必要だと思います。ただ、われわれそこまでちょっと発想が及びませんで、当面臨時的なやり方としては、やはり例の住基ネット協議会、ここを通じてですね、やはり正論から、やはり LASDEC のほうへ侵入テストきちんとやって、それをきちんと公開してくれと。今は公開していませんので。とりあえず公開することが必要じゃないかと。技術基準の中にもそういった疑似侵入テストはやりなさいと書いてあるんですね。ですから、これをきちんとやった上でそれをきちんと公開しなさいと。こういうのがまず第一ステップじゃないかと。市町村でそこまでやるのはかなり市町村にも勇気がいることで、そのへんは市町村課のほうの考え方もちょっとまた聞いてみていただきたいと思います。

不破会長：

はい。では次に清水委員、いかがでしょうか。

清水委員：

質問もいいんですかね。1 ページ目の主な調査項目一覧というところで、「 ・ ・ 」ってあるんですが、この「 」と「 」の違いってというのはどういう感じなんですか。

松林情報政策課長：

はい。例えば、そうですね、この 番のネットワーク管理のレベルっていうところでございますけれども、「 」というのは、これは先ほど言いました、業者のほうに保守管理委託をしているんですけれども、きちんと業者がやっていることはまず理解できる。何のためにやっているのか、そのへんをきちんと理解した上できちんと業者に委託していると。従いまして、これはきちんと業者に対する管理監督もできるというレベルです。それに対して「 」というのは、これ全くわからないと。いわゆる丸投げ状況ですね。これが「 」です。「 」というのはその中間で、例えばやっていることはわかるんだけど逆に主体性がないと。業者に逆に使われてしまっているというような感じですね。それぞれそういう、サーバの例えば設置環境につきましても、これはきちんと、これは「 」はないんですけれども、一応独立した専用の部屋を設けてですね、施錠のできるサーバを設置していれば一応これは「 」であると。「 」ってというのは、これはまったくそういったサーバ室がないということでございます。だいたいそのような感じです。

清水委員：

そうすると今のところで説明していただいた「 」のところの説明なんですけど、「 」と言えないんじゃないのかなという気がするんですけど、どうなんでしょうかね。「 」じゃないという、そういうレベルですかね。「 」があまりにも問題で、それと同じにしちゃ気の毒だけれども、「 」という、「 」ぐらいなんですかね。どっちかって言うと。

松林情報政策課長：

そういうことですね。理想ではないってことは間違いありません。望ましいってことではないと。ただ、一応国のいわゆる技術基準ってというのは、これは実際非常にあいまいな部分がございます、誰

がどうということをやると書いてある部分と書いてない部分があるんですね。ですから、必ずしも、より高いレベルを要求すれば、当然のことながら理想形っていうのはあるんですけども、国の基準なるものは一応は満たしているんだと、こういうものは一応「 」だと。ただ、問題が全くないということは言い切れないと。

清水委員：

なるほど。そうしますとね、このネットの管理というのは、国が一応形として作っている基準に当て、そのランクに合わせて、形は合ってますねってことで済む問題ではなくて、実際にその管理がどこまでできているかっていう、言ってみれば実力の問題じゃないですか。そうすると、今の施設は国の設定している基準に合わせて、っていうことっていうのは、現実には合わない。現実には合わないというか、現実には非常に則した基準があって、実際それだけに対応するだけの能力があって、それで「 」だ、「 」だと、「 」、 「 x 」だっているのであれば、非常に現実を表してる図になると思うんですけども、今のだと、国が出している基準がそもそも問題ありそうですし、それはやっぱり形を合わせているっていう感じもするんですが、どうなんでしょうか。

松林情報政策課長：

確かに今おっしゃったとおりですが、国の基準がすべて100パーセント、これは完璧なものだという認識はわれわれは持っておりません。従いまして、それにクリアしているからといってそれが理想形であるということではないということで「 」と。われわれの目指しているものからすると、こうあるべきだというのがある面では「 」だと、こういう観点でございます。

清水委員：

はい、わかりました。ありがとうございます。それからですね、疑似侵入テストの結果の公開ですけど、これというのは全く行われてないんですか。

松林情報政策課長：

これは、前回のLASDECの説明会のときにもそれは公表してないと、LASDECの方がおっしゃっていましたですね。はい。

清水委員：

この手のものっていうのは、どうなんですか。われわれ審議会から言うのか、長野県から言うのかわかりませんが、これはとにかく市町村でやってみると言う以前に、LASDECはどれほど把握しているのかというものを即出して欲しいという要求を出すべきなんじゃないんですかね。

不破会長：

すいません。LASDECと県との関係というのは、県がLASDECに委託をしている、県がLASDECに任せるぞと言って金を出して契約をしている関係なわけですよ。LASDECからみると、県はお客様であって、その客からこの資料が欲しいって言われて、それは出さないって突っぱねられるものなんではないでしょうか。



清水委員：

それは理屈からすれば、この委託契約からすれば少なくとも県に関するものは出すでしょうし、あと全国のネットワークですから、県のものだけ出せばいいっていうふうに、こちらとすれば、お金出す側とすれば安心できませんよね。

不破会長：

当然、県としてこういう資料は出して欲しい、もしくはこういうテストをやって欲しい、もしくは一緒に立ち会いの上でやらせて欲しいというようなことは要求できるんじゃないんでしょうか。

清水委員：

そういうことはやっぱりぜひやったほうがいいんじゃないでしょうかね。そういうことは、やっぱり、非協力的だとすれば、県として責任を持って市町村に対応できないじゃないですか。いくら長野県内の市町村に対して、ここの情報政策課なり市町村課が協力をしてでもですね、LASDEC そのものが非協力的だとすれば、よそでどういう問題が起こるかわからないわけですしね、それは早急にやったほうがいいんじゃないかというふうに思いました。それとですね、やはり随所に出てくるのはお金がないからっていう問題ですけども、お金がないから、この中に書いてある補助金あるいは負担金でっていうような書き方をしていますが、これは補助金はまず無理ですよ。自治事務ですからね。補助金は出ませんね。地方交付税でどこまでこれを賄ってもらえるのかっていうのはかなり疑問ですね。それは市町村の現場でも、この地方交付税で賄ってもらえるかどうかということについては非常に疑念を持っていて、1カ月ぐらい前でしたか、長野市に担当者が集まってもらって話をしたときに、住基カードは1,500円から500円下げるという話が総務省からあったときに、うちも実際には2,000円にしましたと。その時に経理担当者のほうに、総務省が500円にするっていう話をしたらば、その穴埋めは地方交付税でやると言ったことについて、そんなもの信用できるかって言われて、自分のところでやるとすれば2,000円ぐらい設定しておかなければ、いつ地方交付税を切られても、そこで値段を急に500円から急に2,000円、3,000円に上げるわけにはいかないからそれぐらい設定しておかなきゃいけないというふうに言ってましたけどね。お金の面を国に頼るとか県に頼るっていうのは、この住基ネットでは無理なんじゃないかと思えますね。無理ということを前提とした上でどうするかを考えなければいけないし、それとその住基ネットだけが自治体の仕事じゃないわけですから、もっとやらなければいけない多くの仕事がある中で、住基ネットにどれだけ市町村が独自の予算として金を掛けることができるのかという視点からもやっぱり考えてやらなきゃいけないのかなと思うと、これはかなり厳しい状況だなとも感じますね。

不破会長：

今の話のテストに関わるいろんな費用の負担をどうすべきか。県として何ができるかということでしょうか。それとも、そういう負担が必要になるようなシステムそのものを問題としていくのか。

清水委員：

まずはLASDECのほうに結果を公表してもらって、その内容をわれわれで検討するとか、あるいはLASDECが疑似侵入テストをやるときに立ち合わせてもらえないかとかですね、そういった要求を具体的にまずやることじゃないですかね。LASDECはやっているけれども公開していないということで

したよね。

不破会長：

はい。では、佐藤委員。

佐藤委員：

今の疑似侵入テストに関連してですけれども、LASDEC がやっているという試験というのはどの部分を試験しているのかちょっとわからないんですね、例えば住基ネットのセグメントと、その住民オンラインのセグメントの間のファイアウォールを介してこの部分をやっているんだとすれば、その運用ってというのはたぶん日本中、ファイアウォールの使用たぶん同じなんですよね。だから、それは各市町村で個別にやる必要はなくて、LASDEC がやっている内容を公表するなり、あるいは長野県なら長野県で1カ所ちゃんとやればいい話なんです。もう一つ問題は、そのファイアウォールはそこにあるだけではなくて、今回の調査の対象、後でちょっとまた質問しますが、基本的に住民オンラインのネットワークと、それからインターネットがつながっているところに、そこにファイアウォールがある。そのこのところの不正侵入テストをどうするかという、これはもう市町村ごとにみんな環境違うわけですね。ですからそこは1カ所やったからいいというわけにはいかない。そこは個別に市町村ごとにですね、お金掛けてやるしかない。だから、LASDEC に頼んで結果を公表するなり、共通的な試験環境ってというのはそれはそれで一つあって、それとは別に個々の環境に応じてどうするかという、たぶんその二つを分けなきゃいけないんだろうと思います。

それでは、あと、この結果に関する感想と質問なんですけれども、基本的に感想申し上げますと、われわれずっと8カ所、10カ所ぐらい現場回ってきましたけども、基本的には同じ傾向が出ていると改めて再認識をしました。業者に依存をしていると、それから非常にリテラシーが問題であると、これをどう向上するかということに対してそれぞれ悩まれている。それから、ある意味ではファイアウォールに依存をしているというようなことでございます。恐らく、ここで調査された市町村は、われわれが直接お邪魔をしたところと違うところもあると思います。これが27分の8でありますから、同じようなところが他にもあるだろうということで、これ現状は放置できないというふうに感じております。

それでまず質問なんですけども、今回ですね、この調査対象、こういう項目でされているんですけども、一番問題になったのは、インターネットと住民オンラインのネットワークがファイアウォールを介しているとはいえずながっている。そういうところがまず最初にやられるんで、その部分について調査、早急に改善が必要だということを申し上げたんですが、今回のこの何カ所ですか、8カ所に関しては、それのご指摘っていうのはこの とか とかそういうところに該当するんでしょうか。

松林情報政策課長：

はい。お答えします。今、佐藤委員さんの言われたのは のところございまして、サーバと端末間の専用配線、ちょっと項目がですね的確じゃないかもしれませんが、いわゆる住基ネットサーバのいわゆるファイアウォールの内側か外側か、どちらにぶら下がっているかということでございまして、この「 」というのは、その住基ネットサーバのファイアウォールの内側につながっていると…、

佐藤委員：

内側に住基ネットの端末機があるということですか。

松林情報政策課長：  
そういうことです。

佐藤委員：  
住基ネットのサーバと住基ネットの端末機が同じセグメントにあるというのが「 」ですね。

松林情報政策課長：  
ええ、そうです。

佐藤委員：  
はい。そういう意味でいきますと、ぜんぜん視点が違いまして、その住基ネットのセグメントから標準のファイアウォールを通して住民オンラインのネットワークがあるわけですよ。問題にしているのは、その住民オンラインのネットワークとファイアウォールを介したインターネットがどうかというところを問題にしているわけで、その部分に関してはこの調査の内容ではないんですね。

松林情報政策課長：  
この 番は今言った、そういった観点ではないということでございます。

佐藤委員：  
この端末っていうのは、あくまでも住基ネットの専用端末機が住基ネットのサーバと同じセグメントにあるか、それともファイアウォールを介した内側というか、住民オンライン側の庁内のLANにあるということですね。

松林情報政策課長：  
そうです。それで「 」というのは、住基ネットサーバの外側にあると、そういうことです。

不破会長：  
今、佐藤委員さんのほうで問題にしている、インターネット接続があるのかないのかっていうのは、この8町村は全部インターネット接続があると。インターネット接続のあるセグメントと住基ネットの間にはファイアウォールがあるというところを全部回られたということですね。

松林情報政策課長：  
はい。

不破会長：  
そういう意味でいうと、その項目でいくと全部のところ「 」であるというところを回ったということですね。

松林情報政策課長：

ちょっとすいません。技術的な観点から見た担当がおりますのでちょっと説明いたしたいと思います。

情報技術試験場 青木主任研究員：

ちょっとご説明させていただきます。先ほど、課長のほうから のネットワーク管理レベルの話で、業者に丸投げの程度というご説明をさせていただいたんですが、さらにこのもう一つの意味で、これにある「 ・ ・ 」が付いておりまして、その説明を付け加えさせていただきます。「 」はですね、ネットワーク的に十分に分かれておりまして、完全に別のセグメントになっているものを「 」。

不破会長：

インターネットにつながっているネットワークと住基ネットワークは別セグメントである。

情報技術試験場 青木主任研究員：

はい。インターネットの接続されたセグメントはネットワーク的に別のものになっている。

不破会長：

つまり、間にファイアウォールが入っていてルーターが入っている。

情報技術試験場 青木主任研究員：

ええ、つまりネットワークが二つに分けられているというもの。それから「 」っていうのは、「 」と比べて、インターネットの接続が深いんですが、庁内LANの中がですね、情報系のネットワークとそれから基幹系のネットワークに分けられておりまして、その間にもファイアウォールが入ってる。つまり、ファイアウォールが何段階にもかかっている、その中の一つとしてファイアウォールがインターネットの間にあり、先ほどのもの、そして、住基ネットとの間にもあるというふうになっていて、地方自治センターが言っていた技術的基準の管理というレベルのものが運用されてるというものです。「 」というのは、それもなくて、ただ単純にインターネットの間にファイアウォールがあって、住基ネットとの間にもファイアウォールがあるという形のものが入っているということでありました。

佐藤委員：

ありがとうございました。つまり、8分の2がインターネットと一つのファイアウォールでつながっていて、それがインターネットにも行けるし、住民オンラインのほうにもつながっているということですね。それが、たまたまこれ27分の8分の2ですか、たぶん10個ぐらいあると思うんですね。そういうところは早急に手を打たなきゃいけないと、そういうふうに感じます。ファイアウォールがあるからいいわけじゃないけれど、とりあえずファイアウォールに頼るしかないだろうという、事実そうなんですけど、しかし、ファイアウォールの部分をいくら見てもですね、問題は解決しなくて、ファイアウォールというのは前にも申し上げているとおり、穴を通すためにあるんで、正々堂々とファイアウォールの穴を通して出ていった先のサーバないしパソコンがどれだけセキュリティを高めるかというのが重要なんです。ファイアウォールをいくら強固にしてもですね、狭めても、ある目的のためにファイアウォールがあるわけですが、その本来の目的のために本来機能するんですが、その目的のための穴を通して入ってきたサーバに、いわゆるセキュリティホールがあると、そこが攻撃をされて、そこにいろんなものが仕込まれるという仕掛けですから、ファイアウォールの部分いくら見てもですね、そのところ

をいわゆる正々堂々と入ってきたものに関してどのようにそれをつかむか非常に難しい話です。結論はないんですけども、中のサーバをよりリアルタイムにですね、セキュリティホールをつぶしていくなり、ということを中心掛けないといけないんです、ログのチェックと同時にそれぞれのサーバのいわゆるメンテナンスというか、最新のソフトにするという、このあたりの運用も業者のほうに指導していかないといけないという問題になってくると思います。とりあえずそこまで。

不破会長：

今、佐藤委員からご指摘があったファイアウォールの先にあるサーバそのもののセキュリティについても、前回の審議のときに LASDEC のほうに申し上げたのは、そこで使われているサーバが NT サーバであって、それはもう製造したところの保守が終わろうとしているサーバであると。そうするとセキュリティ的に今後誰も保証しない環境の中でそのサーバが使われていくという問題を指摘させていただいたんですけども、その点についても、県のほうから全国センターのほうにそれについてどう考えているんだということを聞いていく必要があるかと思ひますし、将来的にはそれを存続させていくのか、別のより強固なサーバにすることを検討していただくのかも検討していただく必要があるかと思ひます。

今、各委員のご意見を伺いますと、清水委員のほうからは全国センターに疑似侵入テスト等の実施について県として強く要求していくべきであろう。そして佐藤委員のほうからは、それだけではだめで、内側の個別の各市町村のネットの部分についても疑似侵入テスト等のテストを行う必要があるだろうと。それに関連して吉田委員のほうからは、市町村の協力が得られれば、動作中であってもその現場で疑似侵入テストを行うことは可能であると、技術的には可能であるというご意見をいただきました。以上のご意見をいただきながら、県のほうでこれらの審議も踏まえまして、次の資料 2 にあります、「市町村に対するサポート体制づくり」について、課題の整理等をいただいております。お手元の資料 2 をご覧いただきたいと思ひます。

今まで 4 回の審議会をつうじまして皆さまからご意見等ございました、市町村に対する県の支援のあり方などにつきまして、課題の整理を市町村課でしたものでありますが、西泉課長のほうからご説明をお願いいたします。

西泉市町村課長：

冒頭、遅れて恐縮でございます。この 4 月から市町村課長を務めております、西泉彰雄と申します。どうぞよろしく願ひいたします。私のほうからは「市町村に対するサポート体制づくり」ということで、資料 2 に基づきましてご説明させていただきます。

これまでの議論の中でたびたび市町村がですね、非常に悩みを抱えている、あるいは技術的に非常に問題を抱えているというお話ございました。そうしたことも踏まえまして、課題の整理ということをしていただきました。すぐにでもできるもの、それから若干アイデアにとどまっているもの等々、混在しておりますが、ご説明させていただきます。

まず 1 の市町村に対する県の相談体制等の充実ということで、市町村の担当職員が安心して相談できる体制を整える。具体的にはサポートチームを設置する、あるいは専任者の設置をする、あるいはこういったチーム、あるいは専任者で巡回相談等を行うというものでございます。また、各市町村から寄せられる相談内容等は蓄積しまして、他の市町村にも役立つ内容についてはメール等で広く共有していくというようなものでございます。

また2の市町村担当者間の意見交換の場の設定ということでございます。これは、これまでの議論の中でも出ていた話でございますが、長野県戸籍住民基本台帳事務連絡協議会がさまざまな勉強会を開催しておりますので、こういったところに県といたしましても積極的に出掛けていって意見交換を行うと。また、こうした意見交換の結果等につきましても、各市町村に情報提供をしていくというものでございます。また3でございますが、IT、ネットワーク、セキュリティ技術についての研修会・相談会等の実施ということで、市町村LAN環境調査の実施等によりまして、問題点と改善策について具体的な助言をしていく。さらには、審議会委員の皆さまのご協力も得ながら市町村担当者に対するネットワーク技術等の研修会を開催していく。さらには、LASDECにも働き掛けながら、2次稼働が迫っておりますので、2次稼働に向けた端末機操作等の研修会を実施するというものでございます。

また4でございますが、市町村、それから県の広報媒体等を通じて、2次稼働に向けた事前広報等に努めてまいりたいという内容でございます。簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

不破会長：

はい。ありがとうございます。今、ご説明いただいた中で、その前の審議で関係いたしますのは3番目のところかと思えますけども、少し意見を述べさせていただくと、市町村のLAN環境について問題点を挙げて改善策について提言していくと言いましても、改善策があればいいんですけど、今のシステムの中で改善策が本当にあるのか、ないのかということも問題になってくるかと思えます。それは先ほどの全国センターに要望した上での疑似侵入テスト等を繰り返しながら、改善策があるのかないのかを探っていくということがまず必要なのではないのかと思った次第です。それ以外は研修会の実施ということですけども、それはもうシステムが安定して動いているのであれば研修会というものが非常に有効であろうと思えますけども、今はそのシステムそのものに懸念を持っているという状況ですので、先ほどの議論を踏まえて、県としての対応をご検討いただければと思いますけども。これらにつきましてのご意見を、またさらなるご提言等ございましたら順次発言をお願いしたいんですけども。吉田委員さん、お願いします。

吉田委員：

私としては3番目のそのさっきのお話ですけども、先ほど佐藤委員のほうからサーバ側の問題というお話もあったんですが、加えて端末側の問題というのも非常に問題でございまして、ウイルスの対策をしているから大丈夫だというようなお話がLASDECのほうでも出ておりましたけれども、現状ですね、端末を乗っ取るというのは非常に簡単になってきていると。最近NTTさんを含めPHSで常時接続の通信というのが非常に出てきていて、私も使っているんですけども、端末側はですね、例えばPHSで常時接続していると、都内で6時間ぐらいPHSの無線のモバイル通信をしているだけで20から30の攻撃を受けます。例えば社内ですね、ノートパソコンを持っていてあるディレクトリを共有していて、何の気なしに外に出てPHSで常時接続しているとですね、共有を掛けているフォルダは外から見える状態になってしまう。これはもう確実に6、7時間あれば20ぐらいの攻撃は平気で受けるんですね。何の話かということ、住基のそのCS端末、これについてですね、ウイルスという観点でしか今は見ていない。だけれども、端末というものであってもパーソナルIDSというソフトがあります。要は、その端末に対する攻撃を検知して、どのような攻撃があるよというものを含めたもの。それからパーソナルファイアウォールと呼ばれている、あらかじめ通信を許している以外のポート

に対する通信は本当につないでいいのかという問い合わせを行うことによってイレギュラーな通信が起ころうとしているということをポップアップして知らせるということが可能になります。このようなことも含め検討しなければ、端末をウイルス、もっと言うと、ワームという自己増殖的に動く特定のプログラムが何がしかの経路から侵入することによって、十二分にファイアウォールを突破し、国のデータベースにまで侵入をする。侵入してしまえば、OSそのものの脆弱（ぜいじゃく）性がもうあからさまにあるわけですから、データを高速のバンドワイズ通信経路を通じ、どこかにはき出してしまいうことはもう容易にできてしまうということがはっきりしているので、必ずですね、その教育というところであっても、どのようなことが起こるのかということを含め、端末側のセキュリティというものも併せて啓蒙していく必要があると考えています。このあたりは、やはり、費用の観点もかなりコストとしては掛かるかと思うんですけども、現状やらざるを得ないというふうに考えます。

不破会長：

はい。ありがとうございます。現場を私も回らせていただいて、住基ネットの中にハブがありまして、ここにいくらでもここを触れるようになっておりまして、そういうところに職員の方が何気なくつないだパソコン、それに既にウイルスが感染していたら、もうひとつたまりもないというふうに思った次第ですけども。清水委員さん、いかがでしょうか。

清水委員：

私もこの3のところは引っ掛かるんですが、不破さんがおっしゃったように、物理的には既に環境ができているところに対して、それを言ってみれば習得できるようにスキルアップしていくっていうのであれば、まあこういうことかなと思うんですけども、その仕組みそのものを管理していること自体がどういうことをすればいいのかがわからない。しかも財政的な能力もないといったときに、問題点はいくらでも出てくると思うんですが、その改善策というものを具体的に提案ができないと、市町村とすればもう二度と相談してこない。

私たちが日弁連のほうで相談を一昨年から昨年の夏くらいに掛けてやったときには相当数来ましたが、都道府県のほうに問い合わせはしていないんですね。地方自治情報センターのほうにもしていない。われわれ弁護士は法律家ですから、もちろん吉田さんたちにも協力してもらっていますが、そこに相談をしてくるっていうのは本来非常におかしなことで、ただ、われわれは実務家ですので、こういうふうにすればいいとか、こういうことは拒否できるとかですね、そちらの相談した側にとって意味のある回答をするもんですから、そちら側とすればまたこちらに質問してくるっていう関係になっているんですけども、これ県の市町村課として問題点を提起したときに、こういう改善ができるということがですね、提案できるかどうかなんです。それができないとなると、このペーパーの上でこういうふうにやっていきたいと思います、具体的提言をしましょうと言ってもですね、単なるリップサービスになってしまって、実際には依然として市町村課のほうには何の相談も来ないと。相談が来ないということは問題がないことかのように錯覚してしまうわけですね。なので、今まで随分議論したり調査をしてきた中でですね、市町村課なり、あるいは情報政策課と共にですね、やっぱりどこに問題があるかということをきちんと整理をされてですね、こういうことはしてやれるということを具体的に市町村のほうに提案をしていかないと信頼関係は生まれにくいんじゃないかというふうに思います。

それと第2次稼働の関係なんですが、長野県内のマスコミは調べているかどうか分かりませんが、福島県では1カ月くらい前に新聞社が県内の調査をしまして、住基カードの実際のその購入予定とい

うのはどれくらいの、人口割合で何パーセントぐらいかというの調べてまして、0.何%というところから1.何%くらい。その程度のものなんですね。その数字からするとどうみても、市町村が主体となってつくるネットワークシステムの中で使うカードの引き受け方としては、余りに数字が低いわけですね。総務省でも2.5%ぐらいと考えているわけですけど、福島県ではこういう低い状況です。別に福島県は矢祭町ばかりではなくて、他の自治体は全部参加しているわけですけども、そういった自治体も非常に低いわけですね。そのあたりは長野県内の実情といたしますか、購入予定といたしますか、実際の、そのあたりについては市町村課では調べてるんですか。

西泉市町村課長：

市町村課のほうでは調べてはございません。

清水委員：

実はですね、私、他の県、鳥取県なども行ったんですけども、この購入を予定しようとしてるところは本当はないんですよ。ないというか、できれば購入したくない。でも、始まっちゃうからお付き合いをしなければいけないというような感覚ですね、引き受けさせられるような状況なんですね。そういう中で、小金井市議会が、この住基カード予算を否決しているんですよ。つまり、小金井市では首長は住基カードの交付ができなくなってしまったわけです。議会のために。私は詳しい中身は聞いてないんですけども、議会の中で相当議論があって、住基カードは使い物にならないということでその予算が否決されたようなんですけども、恐らくですね、これは6月議会でこれから住基カード予算について議論をされる場所も相当あると思うんですが、そこできちっと議論をするとですね、議会はこれいらないということになってしまう可能性もあるんじゃないかと思うんですね。ですから、この前、戸籍住民基本台帳の協議会をやったときにですね、県のほうから住基カード関連のことに関しても情報提供というものをですね、自治体とか県民に対してやって欲しいというふうに言われたわけですけども、私はこの住基カードの関連でもですね、議会にきちんと議論してもらうために、このメリット、デメリットというものについて市町村課のほうで原案を作ってですね、各自治体に情報提供して、議会がきちんとした議論ができるように、決してその住基カードを私は絶対採用しちゃいけないって思っているわけではなくて、その自治体が、それぞれが採用する価値があると思うかどうかという判断をするときに、正確な判断をするためにですね、ちゃんとした情報提供がまず必要かなと。この3点目にある第2次稼働に向けた端末機の操作の研修うんぬんっていうのは、これはこれとして別に並行してやればいいと思うんですけども、それ以前にそもそもその住民の代表である議会が住基カードをいらないというふうに言う可能性が大いにあると思うんですね。その部分を県が飛び越してしまって研修会っていうのを先行させるのはどうかと思うので、やるのであれば、私は両方並行させるべきではないかなと思います。私も今の情報提供の部分については協力させてもらえればいいかなと思います。

不破会長：

はい。ありがとうございます。佐藤委員はいかがでしょう。

佐藤委員：

1番目の県の相談体制の充実ということで少しコメントさせていただきます。今まで現場を回ってきて、それから前回の戸籍台帳の会議等でも意見が出たんですが、基本的に市町村の頼りにしているのは



業者だと。何で業者かという、基本的に業者のシステム、つまり住民システムがあって、そこと住基ネットは非常に密接な関係があると。そういう現場の状況を把握できてないと、トラブルのときの対応だとかですね、細かな相談を持ちかけても県の事務局の、例えば市町村課のほうに相談を持ちかけてもなかなか現実問題として難しいと。従って、今はどうしても業者に頼ってしまうと、こういう実態があるわけです。はっきり言うと、県に実務的には何も期待してないというのが担当者の意見でした。それは現実にはそうなんだけど、じゃあそれに対してどういうふうに県としてですね、これを支援していくかという、それがこの1番目のところなんです。こうやって文章で書くのは、これはこれとしては間違っていないんですけど、そのサポートチームというのを、じゃあ例えば本庁の中に作るのか、地方事務所にもそういう現場回りができる人を置いて、そこでこまめに専任で支援をするような体制にするのか、非常に大きな問題ですし、先ほど来、非常にネットワークの細かなところの知識が必要だということもおわかりになっていると思いますから、それは市町村課だけではだめで、情報政策課の人もそこに入らなければいけない。非常に横断的なですね、こういういわゆる住民システム、それからネットワークを包括的にわかってるグループでもって支援をしなきゃいけないということで、これは言葉でこう書くのは非常に簡単なんですけど、それなりの体制を整備するという覚悟をしてやっていただきたい。そうしないと、基本的にやっぱり業者任せになってしまう。これはやっぱりまずいと思いますので、そこをどこまでできるかというのはわれわれ委員も含めてなんですけども、こちらがどこまで細かく現場に対応できるかという、その内容いかんでうまくいくかどうかが決まってくるんだろうと思います。

そういうことでは、市町村課の前任の方も含めてですね、皆さん方、個人個人、一人ひとりの人はよくやっているんですね。現場の人に意見聞いてもですね、わからないと市町村課に電話入れるとそれなりに答えてくれているという、そういう声も幾つも聞きました。だけど制度的な問題として、あるいは技術的な問題として、どうしようもないやっぱり壁があったというのは事実なんです。それをこれからどうしていくかということを考えるには、今までの延長でただ担当を決めてというのでは難しいので、どうすればいいかということを経営的に考えていただきたいと思います。

不破会長：

はい。前回の審議会のときに私非常に印象的だったのは、各委員から市町村の現状についての報告が続いた後、情報政策課長のほうから県としてこういうことを責任を持ってサポートもし、調査もし、改善策を示していきたいというような発言がありまして、中澤委員さんがそれを聞いて本当に安心したと。つまり、この審議会は委員からどんどん意見を言うだけで、県の姿勢が今まで見えてこなかった。それが初めて県としてサポートをしていくという意思表示が出たということで、非常に私はそれを聞いて安心しましたという、中澤委員の発言があったのを非常に印象的に思っております。それを受けた形で今回このサポート体制づくりという案が市町村課から出てきていると思いますけども、ただ、現状は先ほど佐藤委員が指摘したとおり、市町村は県にほとんど期待をしていなくて、業者にだけ依存をしているという状況の中で、どう信頼を受けるサポートをしていくのか。そのためには、清水委員が先ほど申し上げた、改善策を具体的に示していなければ信頼を得ることもできないし、実際にじゃあどう改善策を見つけていこうとしておられるのか。この案をまとめた中でどのような展望があるのか、そのあたりをちょっと教えていただけませんか。

清水委員：

ちょっとその前に、足りなかったというか、流れの都合上、私半分しか言わなかったんですけども、

もう一つですね、市町村から言われるのは、あと鳥取県の地方分権推進室長と話をしたときも出てきたんですが、市町村が住基ネットから離脱をしたいと言ってきたときに県がどういう対応を採るかっていうことで、その室長と話をしたんですが、実は鳥取県内にも離脱をしたいということを言っていた自治体が二つあったそうです。それに対して担当課のほうでは、「自治事務ですからいいですけども、その後問題起こっても、それは自治事務だから自分でやってください」というふうに言ったんですけど、悪かったでしょうかねというふうに言ったもんだから、私「それはまずいよ」と。県というのは市町村のために仕事をするのか、国に言われたことを市町村にやらせるのが仕事なのか、どっちなのかっていうことをそこで話をしたときにですね、鳥取県では、今市町村のために仕事をしつつあるところですよという答え方をしたんですが、市町村が本当にやめたいと思っているのであれば、その実情をちゃんと聞いてですね、本当に離脱を切実に望むのであれば、それが法的にできるのかどうかということも含めて、安心して相談できる体制というものを作らないと万全のものにならないんじゃないかという気がします。

不破会長：

今の清水委員ご指摘の住基ネットからの離脱については、前回の意見交換会の報告書の中でも、市町村からの質問で、自治体が住基ネットから離脱したいと言い出したとき、長野県はどういう対応を採るつもりかという質問がありまして、それに対して県は、その時の課長さんは、「住基ネットは自治事務なので自治体の意思を尊重するが、経緯などについてお聞きし、何か問題があることによりそうした意向であるならば、それが解決できるようにその団体と相談させていただきたい」という回答が県からは出ておりますけども、それは今も変わらないんでしょうか。

西泉市町村課長：

はい。そういう意向があればですね、しっかりとお話を聞いて、相談に乗って、しっかり話し合った形ですね、進めたいと思っております。見解としてはその時の見解ということで、よろしいかと思えます。

不破会長：

よく相談に乗ってというだけではちょっと、具体的に県はどのような動きをその時にされるんでしょうか。つまり、具体的に離脱を例えばしたいという市町村があったときに、それをまず離脱するかどうか以前の話に戻って、何が問題なのかというのを聞く立場になるのか、離脱した後はどのような手続きがいりますよとか、どういう問題が生じる可能性がありますよという相談に乗ろうとされているのか。清水委員の話はその後者の話だったと思うんですけども。

清水委員：

まあ、両方ですね。ですから全くの誤解に基づくようなところでの離脱をいうのであれば、いや、それはこういうふうに対応できるから大丈夫ですとかという説明になると思うんですけども、それは本当に切実な自治体にとっての問題であるならば、それは、離脱できるんだったらやっぱりしたほうがお宅の自治体のためには費用対効果や管理能力の問題からしてもそのほうがいいでしょうと、同意をしますよね。まず、同意をするというのができるのかどうかね。県のほうとしてできるのかどうか。仮に同意をしたときに、理解を示したときに、こういう問題が起こる、ああいう問題が起こるっていう言い方でとどめるのか、そういう問題は起こるかもしれないけど、それについてはこういうふうに対応でき

るんじゃないかと、県としてはそれについてもバックアップをしていきますというふうに言えるのかですね、最後のところまで言えるかどうかというところで随分違うと思うんですね。

不破会長：

いかがですか。

清水委員：

もう一言、言わしていただくんですね、アンケート結果とかですね、その実態、現場に行つての調査によれば、どう見てもほとんどの自治体は住基ネットを望んでいません。これが費用対効果の観点から、少なくとも今の長野県内の自治体の市町村にとって、これがものすごくプラスになるんだというふうに評価しているような自治体っていうのはほとんどありません。現場の職員は切実に悩んでいます。担当を変えて欲しいと思って胃が痛くなる思いをしている人たちも何人もいるというのが住基ネットです。であるならば、私が今申し上げたようなことを本当に県が相談に乗ってくれるというのであれば、そこまでの相談に乗ってくれるかっていうことですよ。今、課長がその相談体制を作るというふうにおっしゃったことについて、私が言ったことについてイエスというふうに言えなければ意味がないと思います。

西泉市町村課長：

すいません。ちょっとお答えになっているかどうか。仮にそういう意向がある市町村がございましたら、それは本当にもうじっくりとそのお話を聞いて、相談に乗って、やはりこれは最終的には自治事務という位置付けでございますので、最終的には各地方団体の判断かというふうに思います。

田中知事：

じっくり聞くっていうのは、西泉は別に他意があるわけじゃなくて、今までそういうふうには先達から教えられてきたんですけど、じっくり聞くっていうのはいったい結果は何なのかっていう、つまり市町村合併も私は市町村の気持ちの固まるまで何も言いませんと、よく言う首長と同じでして、逆に3人の委員の方から今の清水さんのご提起に関してどのように思われるか、少しお聞きできればなという気がします。

吉田委員：

費用対効果という物差しの話が出ておりますけれども、例えば相談に乗り、状況を確認し、適切であろう回答をするということに努力していくというレベルというのは、県の中では、私お話をさせていただいている青木さんだと思っています。青木さんが3人いらっしゃるというレベルが最低必要だというふうにと考えると、民間では青木さんのレベルのスキルをお持ちの方は、お一人、月にだいたい約100万円は絶対掛かるんですね。ということは年間1,200万円。で、3人分っていうことは3,600万円が掛かる。これでいろんな相談を乗り、さばき、適切なアドバイスをする。これを毎日繰り返さざるを得ないということが約1年は続くと思います。この1年の間にいろんなことを、問題を提起するという側面だけで3,600万が最低ミニマム掛かると見て、あとはそれに必要な機材だとか、設備だとか、環境だとか、それからポリシーだとかっていうコストっていうのが掛かってきます。それはもう膨大と言わざるを得ないですね。120の自治体に対し、すべてその3人の方のスキルが満場一致で、このレベルをわれわれの長野県としての合格点とするんだということを公開し了承を得た形で進めると

いう前提を作るということになろうわけですから、単純に見ても、1年間の間に億のお金ぐらいは掛かざるを得ないのかなというようなイメージを持っています。

これが、費用対効果という物差しで測ることになるのかどうかということを含め考える必要があって、例えば、IDSがないからIDSを買いましょうなんていう話をするとですね、業者からいくらいいのを入れても、これじゃ安心できないからこれが必要ですか、これはじゃあどうなっているのかっていう調査のための時間がまた必要になってですね、それは、まあ、コストに換算すれば億は最低掛かるんだろうと。じゃあ1年で1億は掛かりますねということを、どこからねん出するのかとかですね、それは誰の負担なのか、という議論が必要だと思います。私個人的にはもう費用対効果という物差しというのは崩壊していると、この議論では思っていて、たぶんそういう議論じゃない次元で話をせざるを得ないのかなと。安全性だとか、県民の皆さんの個人情報を守るという次元じゃないと、もう費用対効果という物差しの次元のお話ではないというふうに考えてます。

佐藤委員：

費用対効果という視点から考えれば、誰が考えたってこれは効果ないですよ。そういう意味で各市町村がいくらお金を掛けて、それに対してどれだけのメリットがあるかっていうのをちゃんと計算すれば、自ずとこれはノーになるわけです。それをノーと言えないところが今問題なわけですけども、実際自治事務なわけですから、最終判断は各市町村ですればいいということだと思いますけども、問題は、それが実は各市町村が個別に、はっきり言えば、担当の方はわかってるけれども、トップの方がそこまでの認識を今まで持ってなかったということなんですよ。全国的にはそのへんも首長さんはそれぞれそういう判断をされましたが、長野県においては、恐らくこうやっているいろいろ情報出てるけれども、それぞれ自分の問題として自分の市町村がどうあるべきかということを真剣に考えた首長さんは少ないと思いますね。合併問題等もあって、現場行ってもですね、それぞれ今住基ネットもあるけども、合併問題で忙しくてそこまでなかなか考えられない。と、同じ問題が実はそれは首長さんだけの問題ではなくて議会にも同じ問題があるわけで、本来はそのそれぞれの市町村の行政を担うのは議会にも責任があるわけですから、じゃあ議員の方が一人ひとりこの問題についてどう意識を持っていますか、と。そういうことを議会も含めて、それで議論をして、その最終的な議論の中においてどうすべきかという、本来はそういうプロセスを経て、じゃあうちは参加します、うちはやめます、こういう手順になるべきだったんですが、そういう本来の姿ではない形でスタートしたところにボタンの掛け違いがあるわけですけども。もうスタートしちゃったからしょうがないと。今になって、やっぱりコストが掛かる、メリットがない、不安だらけだという、非常におかしなスタートをしているわけですね。そうすると、どうすればいいかという原点に帰るしかないんです。原点に帰ってチャラにするっていうわけじゃなくて、やはり住民がそれぞれこのネットワークを本当に必要とするのかどうかという議論を、それぞれ全国で本当は巻き起こさないといけない。それで結果として、やはり将来のIT化を考えた場合に、電子政府を考えた場合には、やはりこういう手順は踏んで、そしてそれをベースに将来の電子政府なり電子自治体なりというインフラになるんだから、多少金を掛けても基盤整備しましょうよっていう中でいくならいい。そういう手順を踏まずに来たっていうことがこれは非常に不幸なわけですけども。そういう意味ではどうすればいいかっていうのはですね、私は原点に帰るっていうのは、つまりもう一回この問題をみんなが理解をするということをやらないといけない。つまり、ここで第2次稼働に向けてうんぬんという、やり方のいわゆる説明だけではなくて、そのためにはお金はこれだけ掛かります。その代わりにメリットはこれだけあります。あるいはデメリットはこれだけあります。そういうものをちゃんと住民までわかる

ような形の説明会なり広報活動なり、それをもとに議員の皆さん方が、「おい、うちの行政は財務状態悪いんだからどうするか」ということが、議会で実は議論されるような形になっていかないと本当の意味で自治事務にならないし、行政自体が自立した形で自ら判断するという行政を運営できないと思うんです。もうちょっと時間が掛かると思うんですよ。時間は待ってくれないので、もう8月に動いちゃうということですけども、先ほど聞いたら1%とか言ってますから、もう未満ですか、住基カード。だからもう住基カードはとりあえずミニマムにして、ほとんどもう積極的に活用とかいうのはちょっと凍結ぐらいにしておいて、そして何カ月掛かるかわかりませんが、それぞれの市町村において、本当にこれがどうなのかっていうことを議論をしていく。県の役目は、そういうところをちゃんとみんながですね、それぞれの地域で議論できる雰囲気を作るということをやっぱり指導してもらいたい。つまり南信地区のある市町村の意見ですけども、みんなそろって離脱すれば怖くないけども、私のところでは怖いというような意見があったわけです。つまり、心の底ではみんなおかしいと思ってる。ところがそれを言い出せるような状況になってない。ところが周りがみんなそうなれば、「私も」って手を挙げるわけです。その議論をする、口に出す雰囲気ができてないんです。長野県においては、そういうところをですね、やはりいいことだけを言うのではない形で、原点に戻って、そのやっぱりメリット、デメリットっていうものをちゃんと理解した上でどうするかっていう判断をする材料を提供するということからまず進めなければいけないのじゃないかと思います。

不破会長：

はい。私も費用対効果、メリット、デメリットっていう議論は、いわゆる行政事務の効率化とかそういうところでは出てくる議論だと思うんですけども、住民の個人情報を出す、出さない、その管理という面に関しては効果があるからとかいうことではなくて、出ちゃいけないわけですから、出る可能性のあるシステムっていうのは、そういうものを稼働させちゃいけないというふうに思っております。だからそれは費用対効果という議論以前の話だと思っております。私も南信のある市町村を回ったときに、その担当の方が非常に真剣な顔をしながら、このシステム、少なくとも去年の8月に稼働するのはあまりにも早かった。つまり自治事務というのであれば、各自治体で真剣に議論をしながら、システム作りに関しても市町村が関与をしながら、これだったら住民の個人情報がしっかり守れる体制がその市町村の中でもできた、システムとしてもでき、体制としてもできたというのが整った段階で参加するっていうような自由が与えられたならば、話は随分違っていただろうということがございます。今の知事のご質問ですけども、市町村のほうから離脱についての質問があったときっていうのは、基本的にはそういう思いがもともとあって、去年の8月に、ともかく議論をそれほどする間もなく参加した。体制もできていない、自分の仕事としてこれが本当に責任を持ってできるのかどうか、いまだに不安で不安で仕方なくて、夜寝ることもできないという担当者の切実な声。それは体制の問題もあり、システムの問題もあり、それに対して県としてこういう改善策があるよというのが出せないのであれば、安易にただじっくりと話をすることではなく、現実に沿った内容、その市町村の本当に悩んでいることを理解した上での対応策、今佐藤委員が言われた、一人でやめるっていうことが言い出せないっていう雰囲気があるのは事実ですので、そういうことに関しても県として対応すべきであろうというふうに思っております。清水委員、いかがですかね。

清水委員：

はい。佐藤さんおっしゃったようにですね、どういう実情にあるかっていうことを県民に知らせるっ

ということ必要なと思うんですね。首長の判断っていうのは、確かに法律上は首長の、市町村長の判断になるかもしれませんが、あるいは30条の26だったかな、なんかでは、都道府県知事も権限ありますけども、基本的には市町村事務なので市町村長の判断になりますが、自治体のトップがそれぞれ住民がわからないうちにつないだり切断したりっていうことではなくて、いいにつけ悪いにつけ、どういう状況かっていうことは住民に説明をした上で、その意向をやっぱり踏まえた上で決断をする。どういうふうに関わっていく、あるいは関わっていかないっていうことを決めるという手順が、もともとは去年やるべきことだったと思うんですけども、これからでもやるべきではないかなと思いますね。

不破会長：

市町村課としてはこのサポート体制づくり、この議論を踏まえて、どう取り組んでいかれるでしょうか。

西泉市町村課長：

先ほどもご指摘ありましたけれども、県もあまり十分に信頼されていないという話もございます。実際、県として十分な、市町村課、それから情報政策課も交えてですね、十分な体制が今できているかといいますと、正直、十分でないところもあると思います。そういった状況を踏まえまして、市町村課、それから情報政策課、当然その住基を十分理解した人間をどんどん増やしていくということも必要でしょうし、場合によっては民間の専門家、あるいは委員の皆さまにもご協力いただくような形でのサポートチームというのができないかというふうに考えております。当然、十分にその課題に対してですね、答えられない部分もやはりご指摘のとおりあるかと思いますが、どういうことであればこのサポートチームがですね、十分対応できるのか。どういうことであればこのサポートしていけるのかということも明らかにしながら、とにかく市町村の皆さまのご不安だとか、あるいはその問題点というものを改善できるようなものにできればというふうに考えております。

不破会長：

県としてのサポート体制づくりのあり方が今問われている点なんですけども、知事のほうからはご発言はありますかでしょうか。

田中知事：

広い意味で、行政とか権力っていうのは、管理をするっていうのが性であるんでしょうけども、その管理っていうのは、私はやっぱりできる限り少ないものでなくちゃいけないと思ってますし、また仮に管理をするならば管理をする場合に、こうした個人情報だけでなく、市民にとって不利益をもたらすようなですね、情報というものの漏えいがないような管理にこそむしろ力を入れるべきですね。それともう一つ、私は必ずしも小さな政府論でもなくて、福祉や教育に関して、従来型の大きな政府とは違う意味での行政の果たす役割はあるんですね。逆に言うと、またアメリカ型のような小さな政府での減税というのが景気の浮揚や市民の幸せになるとも思っていないんですけどもね。従来からおっしゃられているような、その費用対効果っていうような建前の言葉を越えた部分で、これに関してですね、きちんと情報をまず提示しないとイケないと思いますね。ですから、やはりこの書類は2次稼働ということが、これはもう、もともとアジェンダとして設定された上での書類になってきていますから、これではまさにご依頼があればご相談には乗るけれど、相談に乗ったという事実としての時間だけが記録される

ということになりますのでね。今、具体的にお話がありましたから、この2次稼働の部分だけでなく、住基ネットに関してどのような問題点だけでなく、その金銭的な部分のことが生じているのかというようなところは、むしろ、またその問題点があるとするならばそのあたりは情報政策課であったりですね、青木もおりますし、あるいは皆さんの委員からですね、ドラフトとしてそうしたものをいただいでですね、それを提示をすることが必要なと思うんですね。ただ、その提示をして議論しているときに、県民はそのことに関して関心を持つ方は議論なさっていくと思いますけど、同時に、議会の人はその2次稼働ということの設定の中の範囲で議論するのではない形で、よい意味でのそもそものお話としてですね、議論していただけるような議員の方のOSの転換は不可欠だろうとは思いますが。お聞きしていると、長野県の職員もそうした疑問を持っているものは多いわけですから、やはり、この点に関して、今おっしゃったように、まだ当初の予算で計上しているようなところは限られているわけですね。そのことを具体的に、どういうふうに私たちが問題のありのままを伝えるかということをもっとも考えていって、それに関して皆さんから具体的に意見をいただいたほうがいいんじゃないかという気がしますけども。

清水委員：

ちょっといいですか。実をいうとですね、そろそろ私のところに抗議のメールも来るようになってですね、審議会、いろいろ調査はしているんだけど、一体われわれをどこまで助けてくれるんだっていうメールがぼちぼち来るようになって。

田中知事：

それはどういうこと…、

清水委員：

それは長野県の中ですね。だから…、

田中知事：

市町村に関係してますか。

清水委員：

ええ。市町村のほうから、つまり審議会といっても県の中に設けられたチームなわけですけども、いろいろと調べてですね、つまり自分たちの今抱えている問題は解消されていないんじゃないかという、それに解消される方向に目に見えて近づいているという実感がもてないというところで…、

田中知事：

それは現場担当者ですか。

清水委員：

そうです。現場担当者です。日々の抱えている問題と、根本的な問題と、どちらも相談に乗ってもらいたいわけですね。現場の担当者、あるいはその担当者のすぐ上の人たちのところだとすれば、現に行っている以上はできるだけことはやらなければいけない。しかし根本的な問題というところについて

も何とかして欲しい。そうすると、やはり県がサポート体制を組むというのであれば、その両方にきちんと対応しますというふうに示さないと、十分市町村と対話ができないのではないかなと。また、そういう中身は県民に見えることで、住基ネットの長野県内の実際の実情はこうなってますというのが見えることで、かなり多くの方向性がそこから見えてくるのかなという気がするんですけどね。まず、情報が県民に行き渡っていない、あるいは議会も首長にも実情がわかっていないというところが問題だとは思いますが。出発点としては。

不破会長：

ということは、まずはメリット、デメリットも含めた資料をすべて提供して議論ができる素地を作っていくというところから始めなければいけない。それはまず、県としてのサポート体制の第一歩であろうというのが今のご意見ですか。

清水委員：

ええ。従来の、ですからこういうメリットがありますよという、総務省というシールを長野県と張り替えたようなものではなくて、松川町で作っているような、もうすべての情報を出してしまうと。ああいうようなものが必要なんじゃないかと思いますね。

不破会長：

以上の点を少し整理していただいて、県としてのサポート体制について早急にご提言、提案をいただければと思いますけども。

田中知事：

皆さん調査いただいたのも見せてはいただいているんですが、今、松川町の例ってというのが出ましたけど、それは担当者の段階での...

不破会長：

松川町の場合は、町の広報のほうで住基ネットに関するあらゆる情報を全部載せて、何回かにわたって連載で掲載をして、住民に知らせているという例ですね。それにつきましては市町村課、情報政策課、共に協力いただいて、サポート体制についてももう一度練り直し、ご提言をいただきたいというふうに思います。

田中知事：

それは早急なほうがいいですね。

不破会長：

早急なほうがいいと思いますけど。

清水委員：

提示する情報の中身の作成については市町村課のほうにも、私ももちろん協力しますので。



不破会長：

それでは、この議論につきましてはここで締めさせていただきます。次に昨日報道がございました自衛官募集に関する情報提供について、まず長野県の状況を報告いただき、その後審議に入らせていただきたいと思います。これについては課長のほうから。

西泉市町村課長：

それでは、私のほうから長野県の現状につきましてご説明をさせていただいた後、田中康夫知事より長野県の考え方、見解ということをお話をさせていただき、そんな進め方をお願いいたします。まず、お手元にお配りしました自衛官募集事務における住基情報の提供についてというペーパーがございます。まず1ページ目が募集事務にかかわる法等の体系ということで、一般事務が前提でございますけれども、自衛隊法で「政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」という規定がございます。これに基づきまして、自衛隊法施行令でそれぞれ知事の所管事務、それから市町村長の所管事務ということで定められております。県はその募集期間の告示、あるいはその採用試験の試験期日、試験場その他必要な事項の告示、さらには、試験場の使用にかかる便宜供与といったものを行っております。また、市町村長の所管事務等につきましては、志願票の受理、それから志願票の地方連絡部長への送付及び志願者への受験票の交付、それから広報宣伝及び必要な報告・資料提供というような事務を行うことになっております。

昨日来、問題になっております住基情報の提供につきましては、この第120条の必要な報告・資料提供という部分で行われていたものでございます。こういった現状の中、長野県では平成11年まで「自衛官募集事務の手引き」というものを作成しておりました。その中に「市町村は、自衛官としての適格者であると認めた場合には適格者名簿を作成するように努めるものとする」。また「適格者の情報について、地連部長または出張所長及び募集事務所長から依頼があったときは、その情報を通報するものとする」と。お手元にこの自衛官募集事務の手引きというものをお配りさせていただいております。今ご説明しましたような規定があるわけでございますが、このたび非常に問題が正直ございましたのが4ページにあります適格者名簿でございます。これは平成11年度まで作っていたものでございますが、ここにございますように、氏名、生年月日、住所に加えて職業、あるいは世帯主氏名といった情報も含まれているところでございます。これにつきましてはその後は正直更新等をしておりませんで、市町村の現場では、この手引きがまだ使われていたというような状況でございます。

さらに、すいません、最初の資料にお戻りいただけますでしょうか。これにつきましては長野県の関与でございますけれども、自衛隊法施行令に規定の法定受託事務ということで今のような事務を行っておりました。また、今申しました、自衛官募集事務の手引きの作成というものは、平成11年の6月に、これが最終になりますが、作成しておりました。また、自衛官募集事務、市町村担当課長会議というのを毎年一回やっているところでございました。また、市町村につきましては、ここにございませぬが、法定受託事務を実施しておると共に、問題の自衛官適格者名簿の作成、資料提供をしていたということでございます。適格者名簿の提供の流れでございますが、これは自衛隊の長野地方連絡部から直接市町村長に対しまして、文書で提供依頼を行いまして、受領をしていたというような現状でございます。

昨日から各市町村にどのような情報を提供していたのかという照会を今掛けておるところでございます。まだ半分程度しか戻ってきておりませんが、いわゆるその4情報以外に、その世帯主等の情報を提供していた事例が見られております。また、平成13年は長野県120市町村、そのすべて情報提供をしていたということでございますけれども、今いくつかの市町村からは、もう平成14年は各団体の

判断で提供はしていないというような話が出ているところもあるということが現状でございます。私のほうからは現状ということでご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

田中知事：

ちょっとこの件に関しまして、今日の地元の新聞の夕刊に、石破茂防衛庁長官が午前中の衆議院個人情報保護特別委員会の集中審議で、この件に関して問題であり、というところがあります。と同時にちょっとこの文章だけだと、これは共同電だと思えますけど、わかりにくいんですが、「長野・石川・三重の3県、27市町村、1団体に対して4項目以外の『健康状態』などの情報を提供するように求めていた」と。「昨年11月に情報提供は4項目に限定するよう防衛庁が指示した後も手引きが改訂されていない点について『問題だ』と、石破氏は指摘。今後各自衛隊地方連絡部に徹底を図り、『私が責任を持って結果を確認し報告したい』と述べた」と。「提供された情報の目的については主に募集用のダイレクトメールの発送」ということで、今こちらに11年6月のがございます。私どもの。この中では、様式1のところは職業と世帯主氏名というところがあるわけですし、これはもう明らかに非常に遺憾な点だと思います。今、西泉からご説明しましたように、11年6月の作成が最終ではございますが、その後、毎年度、自衛官募集事務市町村担当課長会議を開催しているわけでございますので、こうした会議で私どもが、その後この手引きによらない形をですね、指示していたかどうかは早急に調査をいたします。ただ、こういうような状況があるということは、私たちのほうから、平成11年度以降もですね、この手引きによらないということですね、強く市町村に要望をするという形を怠っていたのではないかと思うので、大変この点は申し訳ないと思っております。ですので、早急にまず長野県としてはこの手引きによるものを各市町村に求めるものではないと。また、この手引き自体、もともとこれ「内閣総理大臣が自衛官の募集に関して必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」というのが120条ですから、首相が主語でございますので、県知事あるいは市町村長が主語ではございませんので、その点では大変にこの手引きが長野県としても用いていないということを申し上げるのが遅れたことを申し訳なく思っています。ですから、これは早急に市町村に徹底すると同時に、毎年度の会議でどのようなふうにご話し合われていたかを調査をいたします。

清水委員：

私のほうで説明をしておきたいんですけど。議論がかみ合うようにするためにですね。私この間に、国会と野党の議員にも説明したりしているので、昨日から。レジュメを用意しました。国会議員の先生方忙しいので議論がとんちんかんになっちゃいけないので、整理をしたレジュメを作りましたが、石川県の自衛官募集事務の手引きというものを資料に付けてきましたが、この中で「職業、健康状態、技術免許等募集上参考になる事項で判明しているものも含むものとする」ということで、かなり受け入れも違う。問題点としては提供の法的根拠、それから提供情報の範囲、本質的には本人の意思と無関係に大量に無限定に提供されることの是非。この3点が挙げられます。住民基本台帳法では、4情報の写しの閲覧というのは第2章の第11条で規定をしています。住民票の写し等の交付は第12条で規定しています。

今日お配りしました新聞記事のですね、23日のものですね、を見ていただきたいんですが、23日の「専門家から危ぐの声続々」の、続々の左のところなんですが、「いずれも自治体が住基台帳から情報を抽出して提供できるという規定ではない」と。「このため、東京都や神奈川県内の市町村は法的根

拠が明確でなく、住基台帳法で認められた閲覧以外認められない」というふうなことで提供要請にも応じていない。ということで神奈川県は一つも応じていない。東京都の場合3%となっているのは、個別の自治体で応じたところがあるということで東京都は協力をしていないという意味です。120条についてはそのすぐ後に、防衛庁の人事教育局人事二課が21日には「120条は首相が求めるもので、今回の情報提供の法的根拠ではない」という説明をしています。それからその一段下ですが、「総務省は今年3月、自衛隊法などで住基台帳の提供と書かれていないのであれば、自治体が受託した自衛官の募集事務の中には含まれない」というふうに答えていたのが、昨日、今日の国会の答弁では、右往左往しているという状況です。

法律上の根拠ですが、市町村課から一応のものは出されたんですが、ちょっと見直しをしてみると、「自衛隊法上、隊員の任用というのは、長官またはその委任を受けた者が行う」、ここが主語になります。これが自衛隊法の第31条第1項です。「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」というのが自衛隊法の第97条第1項です。それで「政令で定めるところにより」というのが自衛隊法施行令114条から120条の規定ということになります。この中で120条を根拠にしているわけですから、120条の規定というのは「内閣総理大臣は」が主語になっています。総務省は今回の国会での答弁では、この規定を根拠に合法だと説明していますが、先ほど知事も指摘されたとおり主語が内閣総理大臣になっています。内閣総理大臣は募集の主体ではありません。募集の主体ではないものが適齢者を集める意味はありません。この114条から120条の条文を読んでいただくとわかるようになりますね、「政令で定めるところにより」というのは114条以下に書かれているやり方で募集の事務の一部をやってくださいということが書いてあって、118条は海自ですね、海上自衛隊・航空自衛隊についても114条から前条にあるやり方でやってくださいと。政令に落とすというやり方は、手続きはこんなふうにやってくださいということを政令に落とすのであって、全く違う内容を盛り込むことや、関係ないものを盛り込むことはないわけですが、手続き的なものとして、こういうことを114条、115条、116、117、こういうことをやってくださいと。118条は海自、空自についても同じようにやって欲しいと。それとの関係で119条は広報宣伝もやってくださいねという規定です。120条はこれを全部ひっくるめたところで、行政の長は総理大臣なので、概況的な報告とか、資料の提出はして欲しいというふうにこの条文の構成として読むべきものであって、総理大臣がですね、その適齢者一人ひとりです、のリストを見たいなどということはこれはあり得ないですね。従いまして、120条というのは根拠にはなりません。住民基本台帳法は片方で37条の1項というところで、「国の行政機関、または都道府県知事は市町村長に対し、住基台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる」とありますが、これも根拠にはなりません。これはそもそも、総務省も防衛庁もこれを根拠というふうには出していません。規定される場所は雑則というところからしてもですね、個別の住基情報の提供に関する規定が設けられている箇所ではないわけです。これは11条とか12条が規定されている、第2章のところ住民基本台帳に関する規定ですので、これは雑則ですから、これも概況としての運用状況についての資料提供を求めるという規定になるわけです。つまり今の状態は違法です。長野県の作ってるこの募集事務の手引きというのは、言ってみれば違法行為の懲憑（しょうよう）です。この要領を見ますと、その第4の中で、適格者の名簿を作りなさいと。依頼があったら、それを通報しなさいと。異動があったときには通報するよう努めなさい、ということで、それは違法行為を懲憑している内容になっています。このことを自覚していただきたいと思います。解決方法としては、住民基本台帳法の手続きに基づいて名簿を独自に作っていくか、あるいは特別な法整備が必要ですが、法整備は今はないというのが実情です。

不破会長：

つまり、今のお話は法律的な裏付けはないと。

清水委員：

そうです。

不破会長：

そういうことなんですね。法律的な裏付けがない状態で、市町村が住基情報、まあ、住基情報以外のものも流していた。これはもう問題外なんですけども、住基情報であろうと、それを提供するということは住民基本台帳の目的外利用ということになるかと思えますけども。

清水委員：

そうです。

不破会長：

目的外利用を行うに際しては、各市町村が定めた保護条例というものに従って、目的外利用をしていかどうかを審査をした上で出さなければいけないというのが条例で決まっているところではありますが、まだ調査が進んでいないと思えますけど、今朝ちょっと電話でこの条例との関連、各市町村が目的外利用として4情報を出すにあたって条例との関連でどのような措置を行ったのかということ、今分かってる範囲で結構ですので、市町村課からご報告いただけませんか。

市町村課事務局：

すいません。ご報告させていただきます。その件に関しましては、長野市の例しか確認はしてないんですけども、長野市で定めております個人情報保護条例に基づきまして提供していると。その条例の中にですね、「利用および提供の制限」という項目がございまして、基本的には、実施機関というのは個人情報を所有している機関ですけども、それ以外のものには提供しないというのが大原則であるわけですが、次の各号のいずれかに該当するときには提供することができるということがございまして、1つは「法令等の定めるところにより記録情報を提供しなければならないとき」。2点目としましては、「記録情報の本人の同意を得ているとき」。3点目としては、「実施機関が事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」。4点目、今回のケースについてはこれに該当するケースというふうに長野市のほうでは理解をしているということですが、「実施機関以外の市の機関、国または他の地方公共団体に記録情報を提供する場合において、記録情報の提供を受けるものが、所掌事務の遂行に必要な範囲内で使用し、かつ、当該記録情報を使用することについて相当な理由があるとき」というふうに言っています。以下第5号というのがございまして、長野市としては、この個人情報保護条例のこの項目に基づいて、市民課というところが実際に担当をするわけですが、手続きとしては市民課の中の課長さんの決裁という形でお出しをしているということでございます。この条項につきましては、長野県のほうにも同様の条例がございまして、やはり同様の規定がございまして。

不破会長：

つまり、長野市としては最終的には首長かということになるかと思えますけども、その条例の今の規定に基づいて相当の理由があるという判断がなされたということ。

市町村課事務局：

この項目に基づいて提供をしているというふうに解釈をするという言い方をしておりますけれども。

不破会長：

以上の点につきまして...

清水委員：

いいですか。解釈をするっていうのはですね、今解釈するっていうのは、それはその解釈で私はできるか、とも思います。およそ違法にならない疑義のあるところでしょうけども、それを根拠にできるかもしれないと思うんですけども、それを決定した時期っていうのがあると思うんですよね。つまり、今その問われたからこれに当たるだろうっていう説明の仕方ではなくて、いついつの時点でこういう要請があったので、その例外に当たるかどうかというのを検討した結果、例外に当たるという判断がなされているのかどうか、その点はどうなんですか。

市町村課事務局：

その点につきましては、長野市では、これに基づいてやってるという認識でございました。この条項に基づいてですね、提供をしていると。この条例がいつの時点でできているかわかりませんが、それ以前については慣例としてやっていた部分はあるかと思いますが、この条例ができてからはこの条項に則ってやっているというふうに認識されておりました。

清水委員：

提供する情報の範囲が適当かどうかということも、提供するか否かっていうことと併せて問題になるわけじゃないですか。その分について検討してるっていう資料はないんですか。

市町村課事務局：

すいません。資料についてはこちらでは入手はしておりません。4情報に限定したというふうに言っております。

清水委員：

そうすると、資料にある手引きのとは違うっていうことですね。

市町村課事務局：

そうです。手引きに基づいてやっているわけではないと。

清水委員：

じゃあ、この平成11年の6月のものを修正しているわけですね。

市町村課事務局：

修正というか、その様式で出しているわけではないんです。

清水委員：

様式のことを言っているのではなくて、この手引きのほうではこういうものを出してくださいと言っているのに対して、長野市は修正をしているわけですよ。限定をしているわけですよ。その範囲内であれば条例に、この例外規定に該当するからという判断をどこかでしていると思うんですけども、それというのは内部的な決裁文書のようなものはあるんですかね。

市町村課事務局：

こちらでそれは入手はしておりませんが、市民課長さんの決裁をとっている。

清水委員：

ああ、そうですか。

西泉市町村課長：

あの、すいません。ちょっとよろしいでしょうか。長野市の事例はですね、またきちんと、あるいはそのほかの市町村の事例もきちんと調べてお渡ししたいと思っております。ただ、恐らく、ほとんどの市町村はですね、今ご説明申し上げました自衛隊法施行令の120条の規定に基づいて、というか、そういう認識で出しているのが現状じゃないかなというふうに考えております。これが、実際違法なのかどうかというのは、今国のほうでも議論になっているようでございますので、改めて検討といたしますか、この解釈を確定しなければならないと思うんですが、恐らくほとんどの市町村は、県もその手引きを出していたようにですね、こういう規定があるんだからということで出していたものというふうに思われます。また長野市の事例、その他の市町村の個人情報保護条例の関係はまた改めて調べましてご報告をさせていただきます。

清水委員：

もう1件よろしいですか。長野県の条例、長野市の条例、その例外規定ですが、この規定の仕方は、法律家としては考え直したほうが良いと思いますね。つまり、向こう側の仕事に都合が良いことであれば何でも出しますよ。そこではその国民、住民が完全にスポイルされています。プライバシー保護の考え方がなくて、1条にたぶんプライバシーと個人情報を保護するためというのを書いてあるはずなのに、この例外規定は完全にスポイルしています。先ほどの説明にしても、プライバシー保護について長野市がどう考えたのかというのは全然見えてこない。それは見えてこないというのは、考えていなくて、その条文の字面を読んでですね、該当したっていうふうになってるんだと思うんですね。長野県の条例もそういうことだとするとですね、この際、ほかの条例もですね、私はもともとそっちのほうの仕事なんですけども、やはりその個人情報保護条例の見直しということをしてですね、長野県も市町村も、総務省も言ってることなんですけども、制定する、あるいは見直しをするっていうことをきちんとやったほうが良いと思います。今の条文はいずれにしても、個人情報の考え方に真っ向から反する内容だと思えます。

不破会長：

課長にお聞きしたいんですけども、長野県が例えば国のある機関から個人情報についての請求があったとしたときに、長野県ならばこの目的外利用に関して、どのような手続きを経て、それを出す、出さないという決定を下されるのでしょうか。

西泉市町村課長：

すいません。ちょっと詳しいこと承知しておりませんので、また改めて調べまして、またご報告させていただければなと思いますけれども。

佐藤委員：

長野市で同じような、清水さんと同じ意見なんですけども、相手側にとってその情報を使うことに相当な理由がある場合は例外措置として認めるというのは、もうある意味では無制限に近いんですけども、それと同じ表現が長野県の条例にもあるということですか。

市町村課事務局：

今ちょっと見てみます。

清水委員：

その合間に一こと言うんですけど、今国会で審議されている行政機関個人情報保護条例がそういった規定を設けています。相手方にとって必要なものは何でも出せるっていう規定です。

田中知事：

それは極めてあいまいですね。

清水委員：

ええ。それを長野県が先行してるというのは、なかなかなもんですね、もしそうだとすれば。条文を見せていただければ、慣れているのですぐわかるんですが。

この条文はですね、今、国会で審議されている行政機関個人情報保護法案と同じ仕組みです。ただし書きはついてはいるんです。「第2号から第4号までのいずれかに該当する場合において、記録情報の本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない」という規定をしてるんですが、実はこれは実務的には非常に大きな欠陥があって、これに該当してるかどうかを本人がチェックする機会がないんです。つまりこれは提供する側、される側が、本人には害はないよねっていうふうに思えば、それでスルーしてしまうということです。こういう規定です。この条例はたぶんわりと最近作られてるんじゃないですか。平成12年の改正でこれ入れてますよね。

文書学事課飯森情報公関係長：

最初は平成3年に作ったんですけども、12年に改正していると思います。

清水委員：

ええ。ここの部分っていうのは、わりと最近の改正で直したとこだと思うんですよ。これ行政機関個

個人情報保護法案の原案のときから出ている条文構造です。それを先取りしてるのが長野県の条例ですね。

文書学事課飯森情報公開係長：

これ基本的には国の法案と同じような条文があります。

清水委員：

そうです。そうです。はい。個人がスポイルされてるっていう私の結論は変わっていません。

不破会長：

そうしますと、この事態を受けて、まず市町村課としての対応はまずは現状調査ということでしょうか。それとも、市町村に対する指導等を行う予定があるのでしょうか。

西泉市町村課長：

この手引き、お配りした手引きの様式がですね、これ明らかに不適切なものでございますので、今後はこれによらないことを早急に各市町村にお伝えしたいと思います。その上で、今ご指摘がございましたように、そもそもこの4情報にしてもですね、提供していくのが適当かどうかというのは、それぞれ根拠規定から含めて、今議論がございますので、そういう面も検討していきたいと考えておりますし、県として、最終的にはこれは各市町村の判断に委ねることになりますが、県としても何らかの考えを示す必要があるのであれば、示していきたいというふうに考えてございます。

清水委員：

少なくともですね、住民基本台帳法上には、この大量な個人情報を提供するっていう仕組みはありませんからね。住民基本台帳法の解釈としてはできません。改正をしない限りは、それはこの事務の手引きの中では、それをきちんと名簿にして提供しなさい。これは住民基本台帳法からは導けない理屈ですよ。こういう手引きを作るときには、県としては1行1行について法的根拠があるのかどうかということについてきちんと説明しておかないと、市町村っていうのは、県がやっていることだから当然法的な裏付けはあるものとして出てきているだろうと考えてしまうと思いますので、ぜひ注意してもらいたいと思います。

不破会長：

はい。私どもは県民の個人情報保護ということで審議を進めてまいりまして、これまでは制度、仕組みの面でいろんな不備等を指摘させていただく中で改善策を練ってきたわけなんですけども、もう一つの面として、こういうやり方で、正規の手続きであるかのような形で情報が目的外利用として出ていくと。そのことについて条例上の不備等を今指摘させていただいたわけなんですけども、これを踏まえて、県として、知事として。

田中知事：

先ほど申し上げましたように、この手引きに関してはですね、これは現在長野県の見解ではないということをもっともう一度文書で早急に市町村及び県民に伝えるということだと思います。今、清水委員からご指摘がありましたその条例の部分ですね、その例外規定の非常に解釈の曖昧さの部分ですね。ここ



は早急に、今、西泉も申しましたようにですね、個人情報の保護という観点からですね、早急に見直しを検討したいというふうに思っております。

もしその他に、この件に関してですね、また市町村に対して長野県として健康や職業等に関しては、これは公開することは望ましくないということをきちんと伝えると同時に、今不特定多数に関しての4情報がどうであるかという意見が清水委員からありましたから、こうした点も含めてですね、条例の規定を見直したいと思っております。それに関して、もともとこれは個人情報の保護の審議会でございますので、さらにもしご意見が具体的にあればですね、委員会終了後でも結構ですのでちょうどできればと思います。

不破会長：

私のほうでもう一点、各市町村に、先ほどの繰り返しになりますけども、確認をいただきたいのは、この目的外利用が慣習的に行われてしまったのか。いつもやっている事務作業だからということで、いつも作っている資料を渡したってということなのか。今はもう保護条例ってというのがきちっとできているわけだから、それには不備があるかないかという問題はあっても、保護条例があるわけですから、保護条例に則って、どこかで審議をした上でどなたかが決裁をしたかたちで、きちっとしたかたちで出ていった目的外利用なのか。その点についても早急に決めていただかないと、条例を無視したかたちで慣習的に出ていったとしたら、条例だけいくら整備しても何にもなりませんので。

田中知事：

それはちょっと長野県が行っていることも含めて、県内120市町村及び長野県、もしその他にも調べるべき団体があれば、またお教えいただければと思いますが、早急にこれは、私ども今宮尾が総務部長でありますけども、文書学事課というところで個人情報のことを扱っておりますので、文書学事課、また情報政策課と市町村課と三つが行うようにいたしたいと思っております。

佐藤委員：

いいですか。今回は自衛官募集に伴う情報提供だったんですけども、その他の用途として、同じような意味で目的外としてですね、各市町村がこういう個人情報を出した事例があるかないかということ进行调查することが可能なかどうか。県の権限としてですね。もしそういうことが可能であれば、実態は調査されたほうがよろしいんじゃないかと思っております。

田中知事：

可能ではあると思っております。ただ、それは市町村側がそれに関して回答したくないというケースはあるいはあるかもしれませんけど。

不破会長：

厳密に覚えてはいないんですけども、各市町村調査を行ったときに、各市町村で目的外利用はありましたかというようなことを問うてきたケースがございました。その時には特にこの自衛官のこれに関して出したというようなお答えをいただいております。ということは...

田中知事：

だから、いわゆるこういうような個別なケースが出てきたときに初めて気付かれるということだと思うんですね。慣例として行っていることに関しては目的外使用だという認識ではないということだと思います。

不破会長：

私はそこが非常に恐ろしい点だと思います。

田中知事：

ですから、設問の仕方を、おそらく慣例として行っていることにはどんなものがあるかを列挙していただくというような形のほうがいいのか、それはまた言っていただければと思います。

吉田委員：

ぜひ慣例じゃない部分も情報として提供していただきたいなと思うんですが、例えば電子掲示板に個人のプライバシーを侵害されたという訴えが、例えば警察のほうに挙がる。そうするとプロバイダーだとか、その基データを提供しているところに対して、あるいは市町村に対しても記録情報とかたちでログ情報なりなにがしかの電子データを提供してくださいという依頼がきたときには、ほとんどの自治体を含め団体は提供せざるを得ない状況になっていて、提供しています。よって、そういうのがあったのかどうかとかですね、その時にはどういうプロセスで、誰が判断して、どのように提供したのかというものも含め、情報として挙がってくればなと思います。

不破会長：

はい。以上の点、調査のほうよろしく願いいたします。まだご意見等もあろうかと思いますが、時間の都合もございますので、本日の議論をここで閉じさせていただきたいと思いますが、

田中知事：

じゃあ、そのあたりの市町村やあるいは私たちの内部の部署への問い合わせは、一両日中に設問を作って皆さんにちょっとその設問をまた見ていただいて、今週金曜日25日までには設問自体は完成させたいと思います。連休が入りますけれども、28日月曜日には関係のところへ発送するようにしたいと思います。

不破会長：

はい。よろしく願いいたします。その他として何かご発言等ございますでしょうか。

西泉市町村課長：

一つ参考資料ということで、今日、資料を提供させていただきたい案件がございます。本日は、このご議論というか参考資料という位置付けにさせていただいておりますけれども、この住民基本台帳ネットワークシステムにつきまして、県の利用ということもございます。具体的にはこの(2)にありますように、もう既に法律等で県として利用できる事務というものも出てきております。特にその中では旅券、パスポートの新規発給につきましては、これは住民の皆さま方からもですね、その要望が出てくる可能性が非常に強い事務かなというふうに思っております。その次のページでございますけれども、現

在長野県としては、県としての住基情報の利用というものはしておりませんが、この旅券の発給につきましては、この4月1日ですね、多くの都道府県がこの住民基本台帳ネットワークを利用して事務を進めているところでございます。長野県につきましては、この本人確認情報保護審議会で十分ご議論いただいておりますね、このパスポートの際の使用についても考えてまいりたいというふうに考えております。またこの場でも、あるいはその後でも、また次回以降のですね審議会でご議論をお願いしたいというふうに思っておりますので、あらかじめご承知おきいただければなということで提供させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

不破会長：

これはまさに今話が出ました目的外利用ということになるわけでありますよね。県として目的外利用としてこのようなものを考えておられる。

西泉市町村課長：

これは正確に申しますと、目的外利用と申しますか、もう既に住基法上で法律に基づいて都道府県が提供することが法律上認められている事務でございます。

不破会長：

それについて実際に県が実施するにあたって、これは条例に則ってこの審議会で審議を依頼されているということですか。

西泉市町村課長：

これは実は、いわゆる県でいう、目的外利用のその条例事項ではございません。法律事項でございますので、条例がなくてもですね、この利用は可能になっておりますけれども、非常に大きな問題でございますので、この審議会でのご議論をいただいた上で長野県として利用するのかどうかということを考えていきたいということでございます。

不破会長：

はい。

清水委員：

だから、そこは法律的にいうと、法律はオッケーというふうに言ったから、使っても、禁止はされなくなってるけども、使うことを義務付けられてるかどうかというのとは一つ問題があるわけですね。必ず住基ネットで本人確認やらなきゃいけないのかっていう問題があって、住民の側からすると、住基コードで手続きをしたくないという人が出てくる可能性がありますね。住民票を添付してやるので自分は構わないという人は相当出てくる可能性があります。その場合に、県としては、この説明の中では、県民からこれを望む声が出されることは考えられるというように一方的に書いてはいますが、望まない人は相当出てくる可能性もあるわけなので、そのどちらも選択、少なくともやっぱりどちらも選択できますというように説明しとかないとまずいんじゃないかと思うんですね。

田中知事：

これも今日最後でお配りしましたので、これに関しては意見をメール等でいただけるとありがたいな  
と思っております。

不破会長：

はい。

西泉市町村課長：

これは、今委員ご指摘のとおり、義務付けられてるものではない。利用することができるという、そ  
ういう状況でございます。

不破会長：

はい。それではこれについては今知事も言われましたとおり、メール等でこれから議論をさせていた  
だきながら、次回の審議会で対応を決めたいと思います。よろしく願いいたします。

(以後、次回審議会の日程調整については省略)